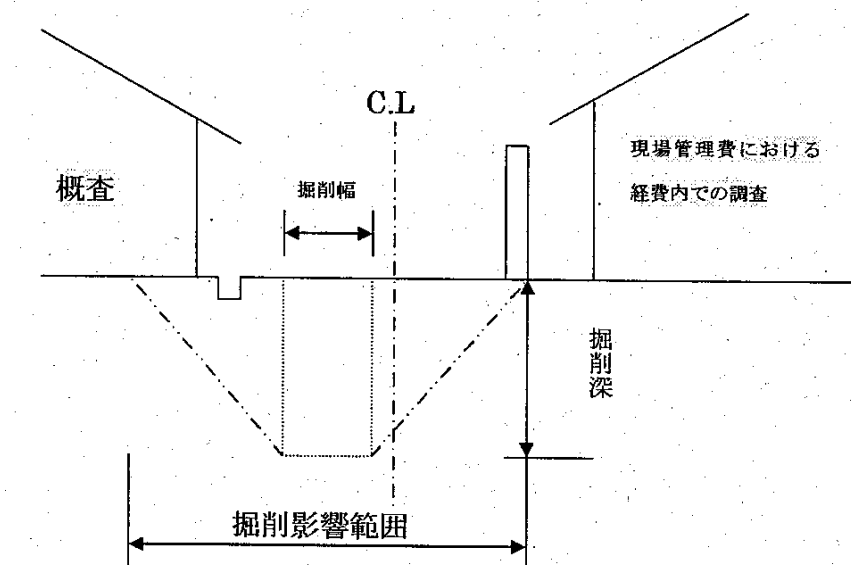


第5編 下水道編 第6章 家屋調査仕様書

事前家屋調査に関する技術基準

1. 施工区分が推進工法における立坑箇所及び推進管路部については原則として精査とする。影響範囲の判断基準としては、計画平面図において立坑掘削底面及び推進管の接線より45度の影響線とする。
2. 施工区分が開削工法箇所については原則として現場管理費における経費内での調査とする。ただし、掘削影響範囲が建物及び重要構造物等にかかる場合は概査とする。
掘削影響範囲の判断基準としては、計画平面図において掘削底面より45度の影響線とする。

<例>



3. 現場精査により、2.の基準以外であっても、建物が著しく老朽化している場合等で精査が必要とされる場合はこの限りではない。
4. 本技術基準については、平成16年9月1日から実施するものとする。

注1: 地下埋設物(水道管、ガス管等)の移設については、埋設物管理者による施工者責任において、対応してもらうよう働きかけるものとする。

注2: 事後調査については、計上しないものとする。竣工時に受注業者が最終確認を行い、調書にまとめて報告する。ただし家屋等所有者より損害等の申し出があったときは、工事との因果関係についてすみやかに調査を行うものとする。

総 則

1-1 適 用

- 1.この仕様書は、八尾市が発注する工事に伴い、「事前家屋調査に関する技術基準」に該当する家屋又は物件(以下「家屋等」という。)に与える影響に関する調査に適用する。
- 2.調査は、工事受注業者(以下「受注者」という。)において、補償コンサルタント登録規定により事業損失部門に登録を行っている業者又はこれらと同等以上と認められる業者(以下「受託者」という。)に委託するものとし、その業務内容についてはこの仕様書に従い実施させるものとする。
- 3.この仕様書に記載されていない事項又は特殊な調査については、別途協議により検討するものとする。
- 4.図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書より優先するものとする。

1-2 用語の定義

次に掲げる用語の定義は、土木工事共通仕様書に準ずるものとし当該各号に定めるところによる。

1. 監督員 主任監督職員、監督職員を総称していう。受注者には主として主任監督職員、監督職員が対応する。
2. 指 示 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
3. 承 諾 契約図書で明示した事項について、発注者もしくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
4. 協 議 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

1-3 疑義に対する協議

仕様書等に記載された事項の解釈について疑義が生じたときは、監督員と協議しなければならない。

1-4 調査計画書

- 1.受注者は、あらかじめ調査実施に必要な調査計画書を監督員に提出しなければならない。この場合、次の事項について記載する。
 - ・ 調査概要
 - ・ 実施工程表
 - ・ 調査組織表
 - ・ 調査方法
 - ・ 調査機械
 - ・ 調査管理
 - ・ 緊急時の体制
 - ・ その他
- 2.調査計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更に関連するものについて、変更計画書を提出しなければならない。
- 3.監督員が特に指示した事項については、更に詳細な調査計画書を提出しなければならない。

1-5 諸法規の遵守

受注者及び受託者は、調査の実施にあたり、関連する諸法令及び諸法規を遵守し、調査の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運営適用は、受注者及び受託者の負担と責任で行わなければならない。

1-6 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1-7 秘密の保持

受注者及び受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1-8 官公署等への手続き

- 1.調査のため必要な関係官公署その他に対する諸手続きは、原則として受注者において迅速に処理しなければならない。
- 2.必要な関係官公署その他に対して交渉を要するとき、又は、関係官公署その他から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

1-9 休日又は夜間における作業

受注者は、調査実施の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員に届け出なければならない。

1-10 主任技術者及び監理技術者

- 1.受注者は、主任技術者及び監理技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配備しなければならない。
- 2.主任技術者及び監理技術者は、1級建築士若しくは2級建築士の資格を有する者又は相当の能力若しくは経験を有するものとする。
- 3.主任技術者及び監理技術者は、業務の進捗を図るため十分な数の技術者を配備しなければならない。

1-11 成果品の確認

- 1.受注者は、業務完了時に成果品の確認を行わなければならない。
- 2.成果品の確認において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正し、指定期日までに納入しなければならない。
- 3.業務完了後において、明らかに受託者の責めに負う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1-12 報告書の提出

受注者は、別に示す様式により、指定の期日までにこの仕様書に示す関係書類を提出しなければならない。

1-13 引渡し

成果品の確認後、この仕様書に指定された提出書類一式を納品し、発注者への提出をもって業務の完了とする。

調査一般

2-1 調査目的

工事施工箇所付近に隣接する家屋等に対して工事被害を与えたかどうかを正確に判断する資料を得るために、家屋等の状況を調査する。

2-2 調査の基本

この調査は、所有者等の財産に関するものであり、補償の基礎となるものであるから、正確かつ良心的に行うものとする。

2-3 調査のPR

受注者は、監督員の指示により調査内容を地元住民等に周知し、協力を求めるために必要な措置を講じるものとする。

2-4 調査用設備に必要な土地水面等

調査用設備に必要な土地・水面等は、受注者の責任において使用権を取得し、受注者の費用負担において使用するものとする。

2-5 調査内容の説明と了解

受注者は、監督員の指示により調査目的、調査項目、調査方法等を事前に当該土地、家屋等を管理する者及び居住者に通知し、了解を得なければならない。また、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、監督員に報告しなければならない。

2-6 調査の立会

- 1.調査を行う際に土地・家屋等に立ち入る場合には、当該土地・家屋等の所有者、居住者、管理者又はその代理人が立ち会った上で実施しなければならない。
- 2.立ち入り調査は、日の出前及び日没後において行ってはならない。
- 3.調査を実施する者は、身分を示す証明書を携帯し、立会人から請求があつたときは、速やかに提示する。

2-7 家屋等の調査

- 1.家屋等に関する調査は、一棟ごとに行うものとする。
- 2.同一の棟の中に異種又は異質の箇所が併存する場合は、それぞれ区別して調査するものとする。
- 3.受注者は、調査中に家屋等に損害を与えた場合、直ちに復旧等の措置を施すものとする。

2-8 調査の内容

調査区域内にある家屋等の亀裂や傾斜等の変状を工事着手前に測定、スケッチ及び写真撮影により調査し、損傷部分の変化を把握するための調査を行うものとする。

2-9 精査

精査とは、精密調査をいい、この仕様書に定める調査の区域、項目及び方法により行う調査をいう。

2-10 概査

概査とは、概略調査をいい、比較的工事による影響が少ないと判断される区域でこの仕様書に定める調査の項目及び方法を変更又は省略して行う調査をいう。

調 査

3-1 調査項目

調査項目は、原則として、次の項目について実施する。

- ・家屋等の全景
- ・外壁の亀裂
- ・内壁の亀裂
- ・タイル張り部分の亀裂
- ・内壁と柱、又は回り縁との隙間
- ・柱、鴨居、又は敷居の傾斜
- ・建具の建付け状況
- ・犬走り、布基礎等の亀裂
- ・外構部分における亀裂
- ・家屋等の地盤等の水準測量
- ・その他必要な箇所

(1) 家屋等の全景

調査対象家屋等が周辺家屋等と相対的にどういう位置にあり、家屋等の種類が何であるかわかるように、全景写真を撮る。また、工事との位置関係がわかるように写真撮影をする。

(2) 外壁の亀裂

外壁の亀裂、亀裂長の測定、写真撮影及びスケッチは、すべての亀裂について実施する。ただし、地表面より2m以上の高さにある亀裂については、測定のみ省略する。

(3) 内壁の亀裂

内壁の亀裂、亀裂長の測定、写真撮影及びスケッチは、すべての亀裂について実施する。ただし、床面より2m以上の高さにある亀裂については、測定のみ省略する。

(4) タイル張り部分の亀裂

玄関、浴室、便所等のタイル張り部分の亀裂については、亀裂幅、亀裂長を測定し、写真撮影及びスケッチを行う。タイルの目地切れの有無についても、調査を実施する。

(5) 内壁と柱又は回り縁との隙間

内壁と柱又は回り縁との隙間については、その間隔を測定し、写真撮影及びスケッチを行う。

(6) 柱、鴨居又は敷居の傾斜

柱、鴨居又は敷居の傾斜は、必ず、直交する二方向の傾斜状態を測定可能な箇所において測定し、写真撮影を行う。

(7) 建具の建付け状況

建具の建付け状況について調査し、異常のあるものについては、その箇所及び柱又は窓枠との隙間間隔の測定を行い、写真撮影を行う。

(8) 犬走り、布基礎等の亀裂

犬走り、布基礎等の亀裂については、亀裂幅及び亀裂長を測定し写真撮影及びスケッチを行う。

(9) 外構部分における亀裂等

家屋等の周囲に位置する門、塀等について、亀裂幅及び亀裂長を測定し写真撮影及びスケッチを行う。

(10) 家屋等の地盤等の水準測量

家屋等の基礎コンクリート又は基礎に固定する土間等の水準測量を行うものとする。この点での測量が著しく困難な場合は、敷地地盤内に、これに代わる水準測点を設定する。なお、基準点は監督員の指示に従い、不動のベンチマークを設置する。

(11) その他必要な箇所

その他必要な箇所には、屋根、植木等が含まれ、屋根については調査時点における雨漏れの有無を入居者に確認し、変状箇所を明示する。

3-2 調査方法

(1) 亀裂幅

亀裂幅は、0.1mmの単位で測定する。原則として、最大の亀裂幅を測定するが、実際の作業を考慮して亀裂の分岐点とか、亀裂の折れ曲がり点などで測定してもよい。

(2) 亀裂長

亀裂長は、亀裂の発生端と先端との直線距離を1cmの単位で測定し、この直線距離をもって亀裂長とする。なお、亀裂の先端位置は、明確に捕らえることが難しいため、亀裂発生面から約1m離れた位置か肉眼で認められる点を先端位置とする。

(3) 隙間間隔

内壁と柱又は回り縁などの隙間は、原則として、最大隙間間隔1mmの単位で測定する。

(4) 柱の傾斜

柱の鉛直方向1mについての傾斜を1mmの単位で測定し、傾斜方向を示し、直交する二方向について測定を行う。

(5) 鴨居又は敷居の傾斜

鴨居又は敷居の水平傾斜度は、気泡式水準器で、右下がり又は左下がり測定し、気泡の位置によって傾斜の程度を記録する。

(6) 建付け状況

建具の建付け状況は、建具の閉じた状態で、窓枠、柱との隙間間隔を建具の上端又は下端を1mmの単位で測定する。

(7) 水準測量

一戸につき、最低2箇所以上を1mmの単位で測定する。

3-3 写真撮影

1. フィルム

フィルムは、カラー35mmを使用し、写真は標準サイズとする。

2. 撮影項目

撮影対象物は、3-1の調査項目とし、変状の有無にかかわらず写真撮影を行う。

3. 撮影方法

写真撮影は、撮影箇所が明確に判断できるように、黒板に工事名、対象家屋等、調査年月日、撮影箇所、変状内容等を明示し、撮影する。ただし、上記方法により撮影し難い場合においては、写真説明書に代えることができる。

3-4 結果の記入

1. 間取り平面図

間取り平面図は、縮尺1/100程度で描き、原則として、次の項目を記入する。

- ・ 調査件名
- ・ 調査家屋番号
- ・ 測定位置番号
- ・ 測定値及び方向
- ・ 写真撮影の位置
- ・ 水準測定位置

2. スケッチ

スケッチは、写真撮影を補足するために実施し、変状等を立面図、展開図、外構配置図等に記入する。

3. 測定結果の記入

亀裂長、隙間等の測定箇所及び写真撮影を実施した位置及び変状内容を平面図、立面図等に記入する。また、測定値は調査書、測定簿に記入する。

報 告

4-1 報告書の様式

1. 報告書の大きさ

報告書の大きさは、A4版とする。

2. 装丁

報告書の装丁は、1件ごとに表紙を付け整理し、左とじとする。

4-2 報告書の内容

報告書は、次の図書を含むものとする。

- ・調査報告書
- ・調査家屋等一覧表及び配置図
- ・家屋等調査書
- ・家屋等調査図
- ・水準点測定簿
- ・写真説明書及び記録写真
- ・打合せ簿

(1) 調査報告書(様式1-1、1-2、1-3)

調査件名、調査目的、工事概要、家屋等の変状要因等を記述する。

(2) 調査家屋等一覧表及び配置図(様式2-1、2-2)

調査家屋等配置図を1/500～1/1000程度の縮尺で描き、家屋調査番号及び家屋等の所有者名と居住者名を記入する。

(3) 家屋等調査書

家屋等調査書は、家屋等の所有関係、家屋等の概要、変状、所見等を記載し、原則として所有者又は居住者の調査時の確認印を付する。

- ・家屋等調査書(様式3-1)
- ・家屋等部分別状況調査書(様式3-2)
- ・仕上表(様式3-2-1)
- ・家屋等変状(クラック)測定調査書(様式3-3)
- ・家屋等垂直・水平測定調査書(様式3-4)
- ・建具調査書(様式3-5)

(4) 家屋等調査図

変状調査の位置や結果、傾斜測定位置、水準測定点等を記入した平面図等の図面を作成する。

- ・クラック及び垂直測定平面図(様式4-1)
- ・建具取付け・水平及び水準測定平面図(様式4-2)
- ・写真撮影位置平面図(様式4-3)
- ・展開図(様式4-4)
- ・立面図(様式4-5)
- ・外構配置図(様式4-6)

(5) 水準点測定簿(様式5)

測定年月日、水準測定、測定値等を一覧表に作成する。

(6) 写真説明書及び記録写真

1軒ごとに現況写真を付し、写真番号、撮影箇所、状況内容を記入する。

4-3 提出部数

報告書の提出部数は、製本2(正・副各1部)部とし、原稿、ネガ等に加え、PDFデータもあわせて、提出する。なお、報告書提出時には、報告書収納に必要な保管箱を添えて納品すること。また、受注者は別紙の家屋聴取調書(様式7)及び家屋補修調書(様式8)、工事後家屋補償完了確認書(様式9)を工事完了後、監督員に提出すること。

家屋調査報告書

調査件名

家屋調査

No. 1

調査者

株式会社

調査説明書

様式－1－2

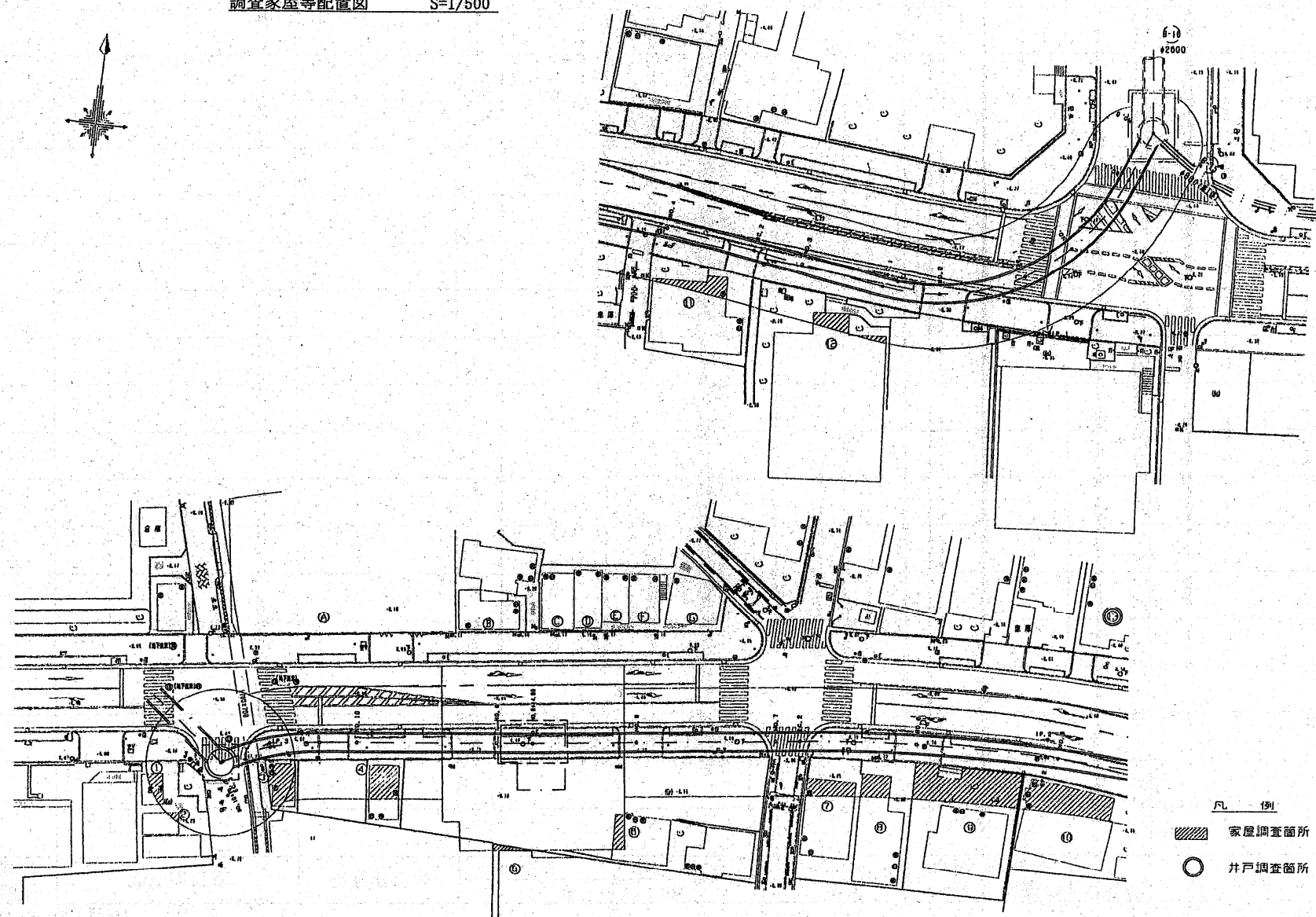
調査件名	家屋調査	調査結果
調査所在地		
事前調査日		
事後調査日		
調査場所		
主任技術者		
調査担当者		
立会人	参考	
調査内容 調査区域内にある家屋、物件の亀裂状態及び、傾斜の程度を 工事前に写真撮影やスケッチで調査し、工事後調査との比較 から損傷部分の変化を調べる。		調査要旨（家屋等の変化要因等を記述する事） 一般に建物（工作物を含む）が、変化をきたす原因として以下に示す3通りの要因が 考えられる。 ①（要因1）自然的要因 建物等の建築経年後に伴う自然的老朽化・過度の使用・自然的災害等による損傷等、 自然的・物理的要因に基づく変状。 ②（要因2）構造的要因 ・建物のもつ構造的欠陥に基づく変状（構造力学並びに部材の使用状況等） ・設計不良、敷地地盤の不良に基づく変状 ・使用部材の品質、品質不良に起因する変状 ・設計どおりに施工されていない等建設工事における欠陥に基づく変状 ・維持管理の不良に基づく変状 ③（要因3）外部的要因 建設工事施工の振動・掘削・ウェルポイント等による地盤沈下等外部からの影響に 基づく変状 このような変状要因は、それぞれ単一にあらわれるものでなく上記の数種が複合し て発生するのが通常である。
調査項目 1. 家屋の全景 7. 建具の建付状況 2. 外壁の亀裂 8. 犬走り・布基礎部分における亀裂 3. 内壁の亀裂 9. 外構部分における亀裂 4. タイル張部分の亀裂 10. 家屋・地盤等の水準測定 5. 内壁と柱又は回縁との隙間 11. その他の必要な箇所 6. 柱・敷居の傾斜		
備考		

調査説明書

調査件名	
調査会社	
調査目的	本調査は、平成 年度 排水区 第 工区下水道工事実施において沿線の家屋及び門塀等について、工事着手前・着工後の状況を比較し、工事による影響等の有無を判断する資料を得るためのものです。ただし、見え隠れ部は調査範囲外です。
調査結果	本調査は、工事中、又は工事完了後に状況変化の申し出等あった場合、それらが工事による影響であるか否かを判定できるような家屋及び付属施設を調査しました。
調査要旨	①家屋等の背景 ②外壁の亀裂 ③内壁の亀裂 ④タイル張部分の亀裂 ⑤内壁と柱又は回縁との隙間 ⑥柱・敷居の傾斜 ⑦建具の建付状況 ⑧犬走り・布基礎部分における亀裂 ⑨外溝部分における亀裂 ⑩家屋・地盤等の水準測定 ⑪その他の必要な箇所

[illegible]

調査家屋等配置図 S=1/500



家屋等調査書

様式 3-1

調査件名		公共下水道		家屋調査		家屋 NO.		
家屋等の所有関係	所在地					用途	専用住宅・店舗付 連棟住宅・文化住宅	
	所有者	居住者に同じ	TEL	—	構造	(W・RC・S)	造 階建	
			印			(瓦・彩色石綿板・鋼板)	葺、陸屋根	
	所有者住所	所在地に同じ	TEL	—	設備	汲取・浄化槽・(個別・集中)		
			印		建築年月	年 月 頃	(建築後約 年)	
	居住者			印	増築年月	年 月 頃	(増築後約 年)	
入居等年月	年 月					改築年月	年 月 頃 (改築後約 年)	
事前調査確認	立会者					屋根補修	年 月 頃 (屋根補修後約 年)	
	所有者	確認印	申し出事項 (有・無)		雨漏	雨漏跡	有・無	
	居住者 代理人					現在の状況	雨漏 (有・無)	
	調査確認				井戸	有・無	→飲用の有・無 水位 (井戸側天からの水面まで) m	
	調査年月日						年 月 日	調査担当者
	精査・概査・内不・門塀・一部							
	事後調査確認	立会者					備考	
調査年月日		年 月 日	調査担当者					
精査・概査・内不・門塀・一部								

家屋等部分別状況調査書

調査件名 家屋調査 家屋 NO.

場所	事前調査	写真 NO.	写真 NO.
外講			
外部			
内部			

仕上表

調査件名 家屋調査

家屋 NO.

外壁仕上			
基礎	モルタル刷毛引	基礎	
外壁	モルタル掻落し	外壁	

内部仕上						
階	室名	床	腰壁	壁	天井	備考

様式 3-3

様式 3-3

様式 3-4

家屋調査

家屋 NO.

[illegible]

- 凡例
北上がり 1mm

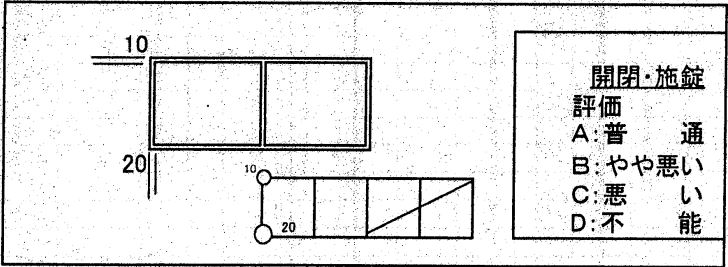
建 具 調 査 書

様式 3-5

調査件名 家屋調査

番号	箇所	1階 待合室	事 前							
1	種類	アルミ玄関ドア	開閉	A	施錠	A	開閉		施錠	
	備考									
番号	箇所	1階 待合室	事 前							
2	種類	アルミ戸	開閉	A	施錠	A	開閉		開閉	A
	備考									
番号	箇所	1階 待合室	事 前							
3	種類	フラッシュドア	開閉	A	施錠	A	開閉		施錠	
	備考									
番号	箇所	1階 待合室	事 前							
4	種類	フラッシュドア	開閉	A	施錠	A	開閉		施錠	
	備考									
番号	箇所	1階 待合室	事 前							
5	種類	フラッシュドア	開閉	A	施錠	A	開閉		施錠	
	備考									

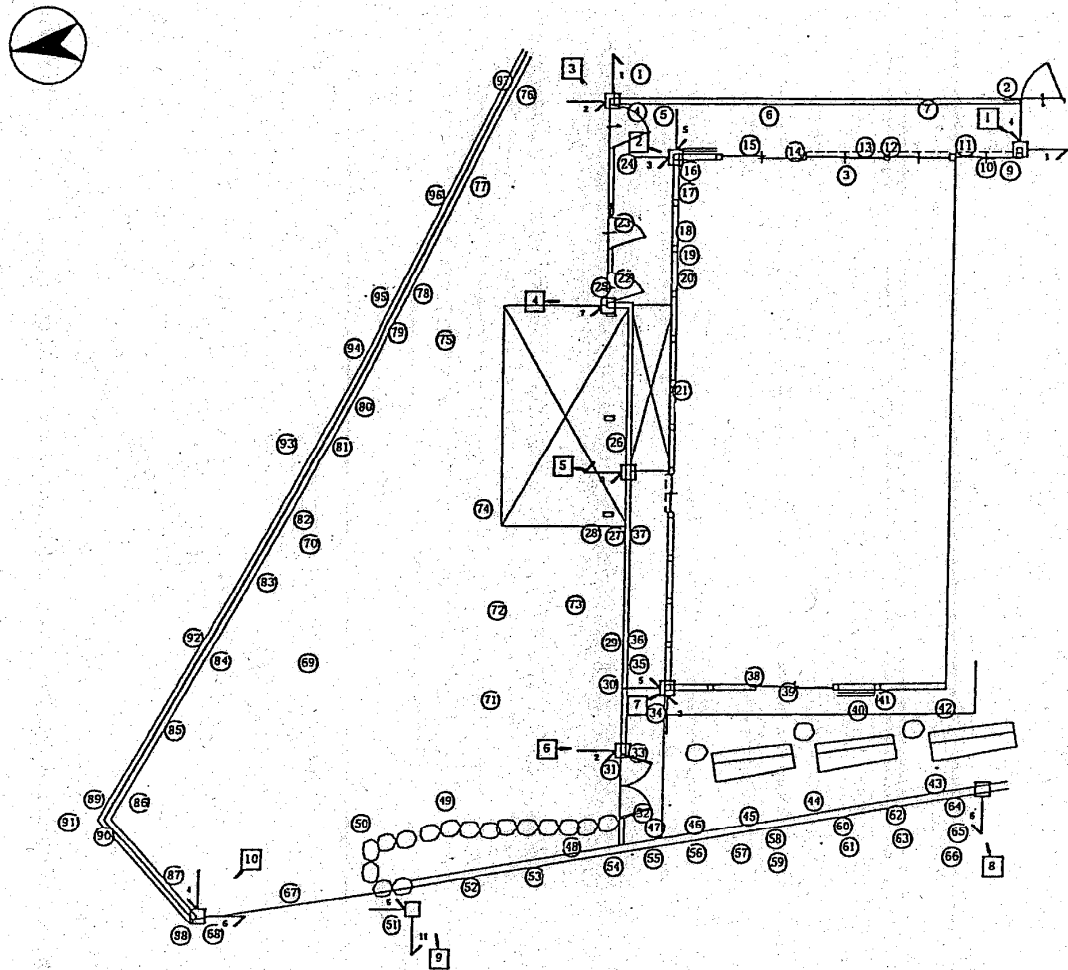
凡例



番号	箇所	1階 待合室	事 前							
6	種類	アルミ玄関ドア	開閉	A	施錠	A	開閉		施錠	
	備考									
番号	箇所	1階 待合室	事 前							
7	種類	アルミ戸	開閉	A	施錠	A	開閉		開閉	A
	備考									
番号	箇所	1階 待合室	事 前							
8	種類	フラッシュドア	開閉	A	施錠	A	開閉		施錠	
	備考									
番号	箇所	1階 待合室	事 前							
9	種類	フラッシュドア	開閉	A	施錠	A	開閉		施錠	
	備考									
番号	箇所	1階 待合室	事 前							
10	種類	フラッシュドア	開閉	A	施錠	A	開閉		施錠	
	備考									

クラック及び垂直測定平面図

様式 4-1

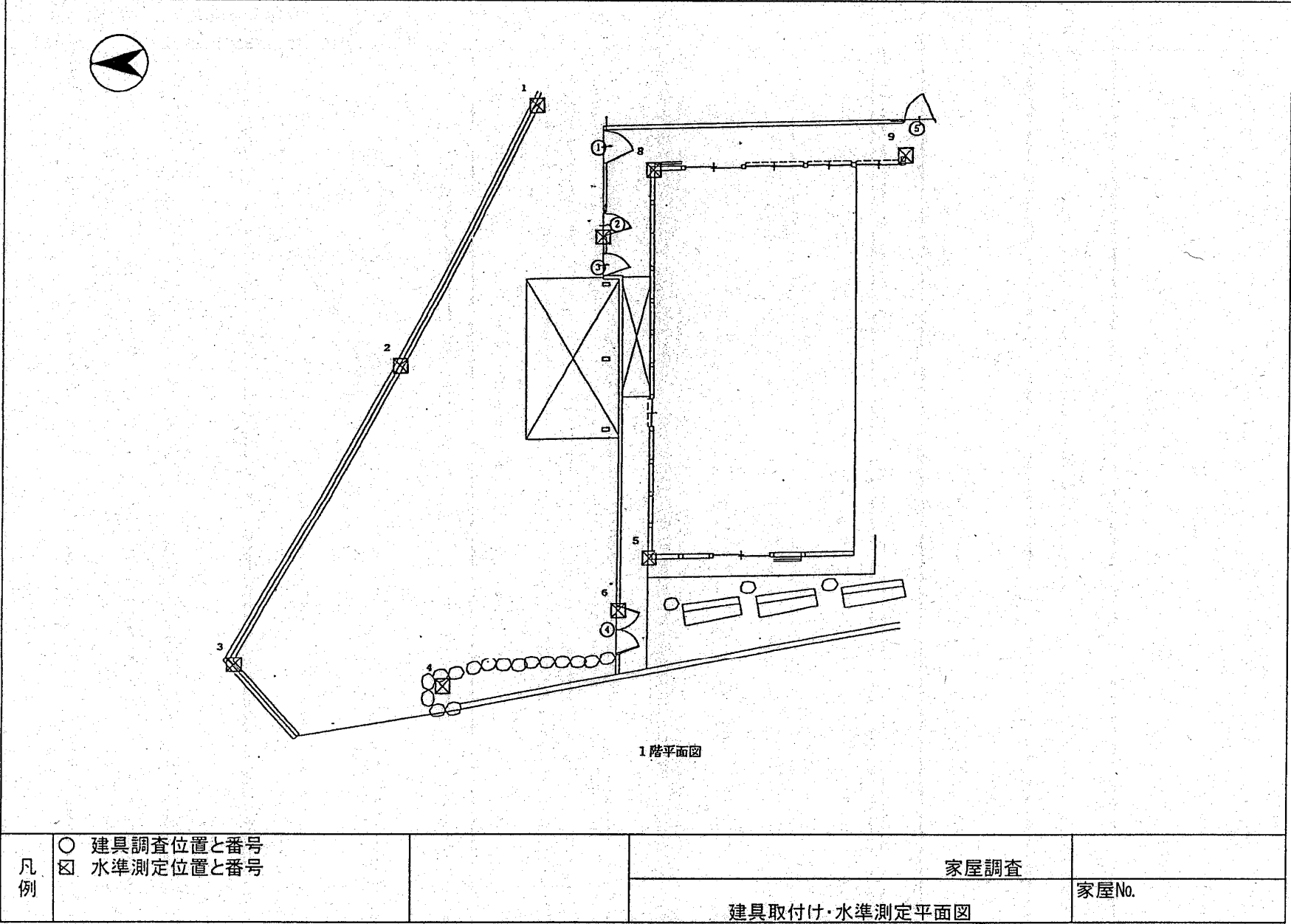


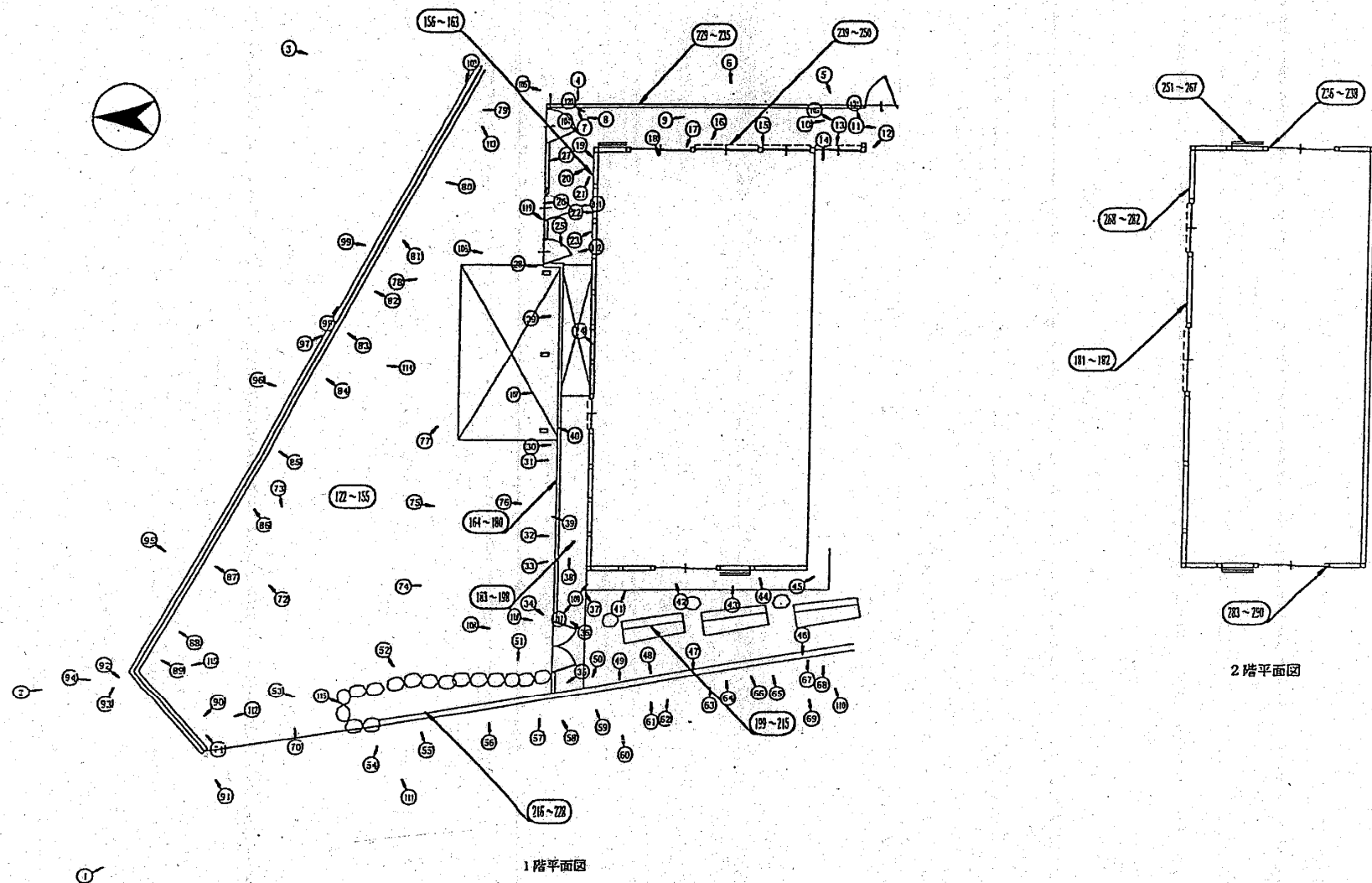
1 階平面図

凡例	○ チリ及びクラック測定位置と番号 □ 垂直水平測定位置と番号	家屋調査	
		クラック及び垂直水平測定平面図	家屋No.

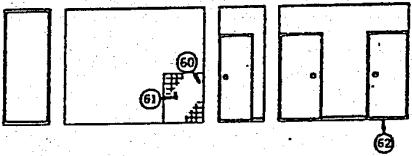
建具取付け水平及び水準測定平面図

様式 4-2

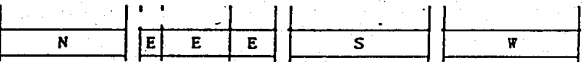
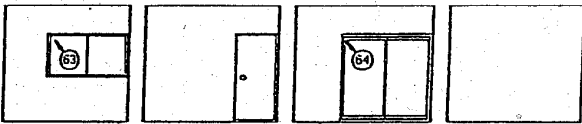




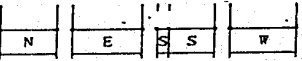
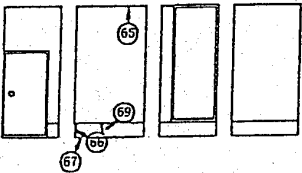
凡例	○ 事前 調査の撮影位置と番号		家屋調査	
			写真撮影位置平面図	家屋No.



2. 廊下

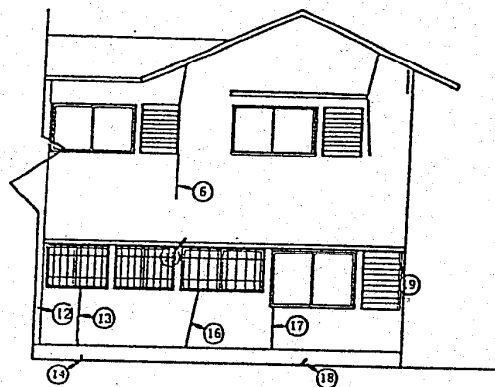


3. 和室 4. 5 帖

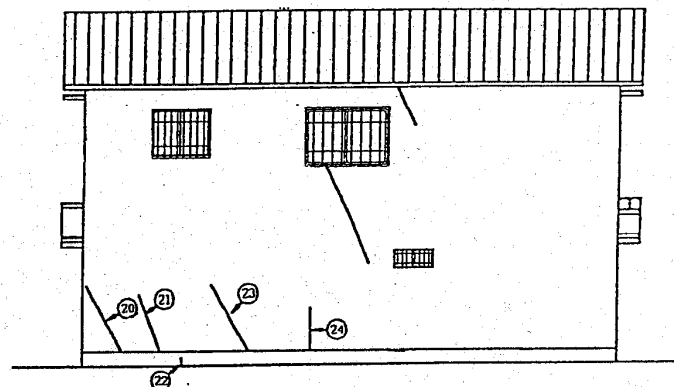


1. 玄関

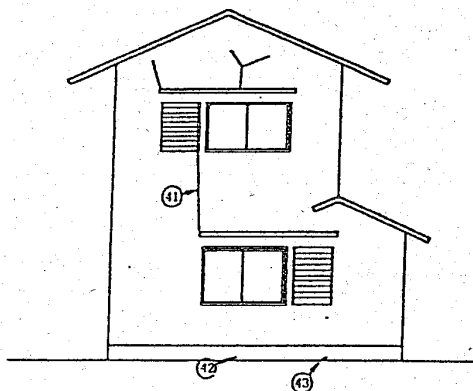
凡例	○ 変状の撮影位置と番号		家屋調査	
			展開図	家屋No.



東立面図



北立面図

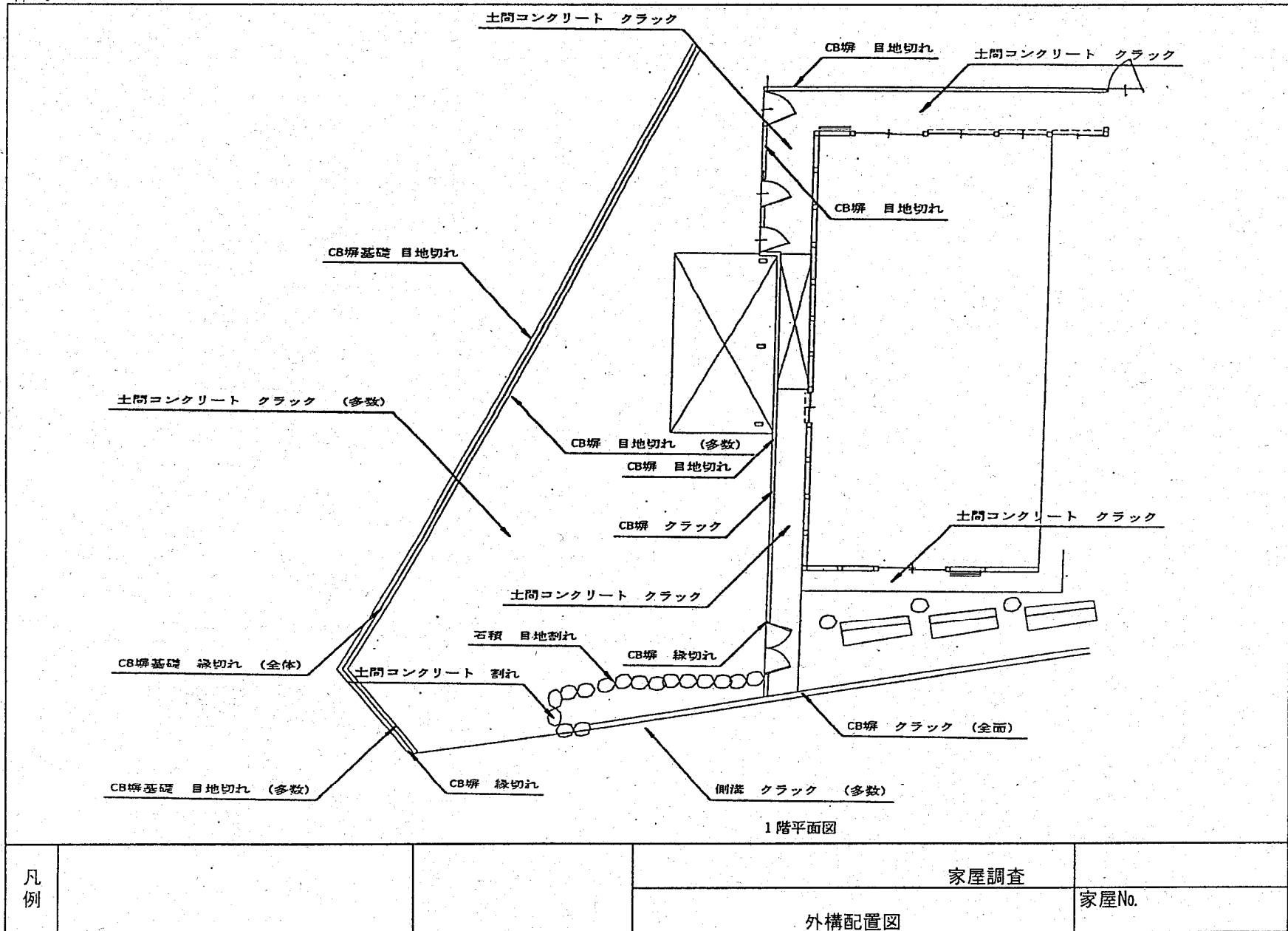


西立面図

凡例	○ 変状の撮影位置と番号	家屋調査	
		立面図	家屋No.

外構配置図

様式 4-6



水準点測定簿

様式 5

調査件名 _____ 家屋調査 _____ 家屋 NO. _____

測定 NO.	箇所	工事前の高さ	工事後の高さ	差	備考

家屋聴取調書（H 工区）

施工業者

担当者：

市担当者：

家屋番号	家屋名	立会人	日時	職務内容	対応	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

主管課検査までに聴き取りを行うこと。

殿

工事後家屋補修完了確認書

工事名

補修工事が完了したことを確認致しました。

平成 年 月 日

家屋所有者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

平成 年 月 日

借家人

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

第5編 下水道編 第7章 建設発生土の適正処理について

埋戻に使用する材料の品質及び品質管理基準

1. 本市の建設発生土における主旨

本市においては、基本的に本市から発生した建設発生土については、流用もしくは改良(改良プラント含む)を行い、自市において埋戻し材として使用し、リサイクル循環型を基本とする。

2. 良質発生土

良質発生土は、土質改良を行わなくとも、そのままの状態で埋戻に使用可能なもので、次の規定に適合しなければならない。

- (1) 良質発生土は、十分に締め固めができる含水比の状態であること。
- (2) 良質発生土には、建設廃材(セメントコンクリート破片、アスファルトコンクリート破片、レンガ破片)金属くず、ゴミ、その他産業廃棄物等の異物を含まないこと。
- (3) 良質発生土の品質は、表－1の基準を満たすこと。

表－1

土性半判定	基準	試験方法
土質区分	砂、砂質土、礫、礫質土 (第1種、第2種発生土)	目視照合
最大粒径	50mm 以下	目視照合
0.075mm ふるい通過質量百分率	25%以下	掘削土簡易判別法
現場 CBR	6%以上	掘削土簡易判別法

3. 改良土

改良土は、土質改良を行なうことができる第4種以上の建設発生土に生石灰等の改良材を均一に混合したもので、次の規定に適合しなければならない。

- (1) 土質改良材の選定と添加量は、地域(現場)に応じた土質及び改良土の要求品質を満たすこと。
- (2) 改良土の製造は、添加材の混合が均一にでき、ガラ等の異物を除去し、安全・公害対策がなされた施設で行なうこと。
- (3) 改良土は、所定の頻度で試料を採取し、所要の品質が得られていることを確認すること。
- (4) 改良土の品質は、表2-1の基準を満たすこと。
- (5) 改良土は「土壌の汚染に関する環境基準等」に適合する品質であること

表 2-1

土性判定	基準	試験方法
土質区分	第1種～4種 建設発生土	地盤材料の工学的分類方法 (JGS0051)
最大粒径	50mm 以下	粒度試験 JIS-A-1204
修正 CBR	20%以上	CBR 試験 JIS-A-1211

(注) 最大粒径とは、質量で少なくとも95%が通過する最小のふるい目の大きさを示す。

(空 白)

2. 施工管理基準

埋め戻しに際しては、締め固めの程度、支持力等に関して監理試験を行い、所要の性能が得られていることを確認しなければならない。

(1) 施工管理試験

施工管理は、原則として試験及び確認によって行うものとし表2-2-1のとおりとする。ただし、道路管理者の指示により、小規模工事(家庭引込み供給管及び污水管)については、試験を省略することができる。なお、占用物件の保護等を考慮し、占用物件の周囲とその上方10cmまでについては、試験を省略することができる。

表 2-2-1

埋め戻し材	基準値	試験項目	基準	試験方法	試験頻度
山砂及び良質土並びに改良土	現場CBR 6%以上 かつ 締め固め度 90%以上	簡易(土研式)貫入試験又は現場密度試験 *基本的に簡易(土研式)貫入試験	16回/10cm 以上	舗装調査・試験法便覧 [1] -205	1路線に付き1箇所以上
			締め固め度 90%以上	下記(注)アかうの方法による	

(注) ア 良質土の締め固め度を求めるための基準密度は、同一土質について3個以上のCBR試験(水浸前)における乾燥密度の平均値とする。

イ 改良土の締め固め度を求めるための基準密度は、「突き固めによる土の締め固め試験(JIS A 1210)」による最大乾燥密度とする。

ウ 締め固め度を求めるための現場密度試験は、次のいずれかの方法による。

①RIによる密度の測定方法(舗装調査・試験法便覧 [4] -203)

なおRIを用いる場合は自動記録紙に記入すること。

②砂置換法による路床の密度の測定方法(舗装調査・試験法便覧 [4] -185)

③砂置換法による土の密度の測定方法(JIS A 1214)

④その他モールド等を使用した密度測定

(2) 確認

ア 報告は、施工管理記録等に記入し、試験及び施工状況が十分確認できる写真等を添付したものでおこなうこと。

イ その他、道路管理者が指示した事項については、実施すること。

3. 施工管理記録等の提出

占有者は、舗装工事を行う前に以下の記録を道路管理者に提出しなければならない

- (1) 材料の品質証明は、搬入前その都度道路管理者へ提出すること
- (2) 記録の作成は、施工と並行して行い、道路管理者の要求があったときは速やかに提出すること。

- ア 品質管理記録
- イ 施工管理記録
- ウ 工事写真記録

4. 埋め戻し復旧の検査

検査は、原則として施工管理記録等の提出資料により行ない、その判定値が合格判定値を満足する場合は合格とする。ただし、道路管理者の指示により小規模工事(家庭引込み供給管及び污水管等)については、確認による検査とすることができる。なお、状況によって道路管理者が指示した場合は、現地において再度試験を行わなければならない。

(1) 合格試験判定基準

表 2-4-1

埋戻し材	試験項目	合格判定
山砂及び良質土	簡易(土研式)貫入試験	16回/10cm以上
並びに改良土	又は現場密度試験	締固め度90%以上

(2) 判定値の求め方

管理データの検査は、「アスファルト舗装要綱」(6-5-3 管理データによる検査)に準拠して行うものとする。

ア 施工管理記録のデータ数が14以上の場合

- (ア) 検査用データは、施工管理記録から無作為に $n=14$ 個抽出する。
- (イ) 検査データの平均値 $\bar{X}$ と不偏分散 V を字式により算出する。

$$\bar{X} = \sum X_i / n \quad (i=1 \sim 14)$$

$$V = \sum (X_i - \bar{X})^2 / (n-1)$$

- (ウ) 判定は、次式を満足すれば合格とする。

判定値は、次式を満足すれば合格とする。

$$\text{判定値} = \bar{X} - k \cdot \sqrt{V} \geq \text{合格判定係数} \quad (k=0.94 \text{ とする})$$

イ施工管理記録データ数が5以上14未満の場合

判定値は、施工管理記録のすべてのデータを検査用データとし、アと同様に算出する。ただし、この場合の合格判定係数（ k ）は表2-4-2に示す値を用いる。

表 2-4-2

検査用データ	合格判定係数
5	1.37
6	1.25
7	1.17
8	1.12
9	1.06
10	1.03
11	1.01
12	0.98
13	0.97
14	0.94

品質及び品質管理並びに施工管理基準の決定根拠

1 品質管理基準

表 3-1-1

	土性判定	基準	試験方法	決定根拠
良質発生土	土質区分	砂、砂質土、礫、礫質土(第1種、第2種建設発生土)(1)～(4)	目視照合	(1) 道路土工施工指針 4-3-3 表 4-18 (2) 地盤材料の工学的分類 (3) 建設発生土利用技術マニュアル 5-2
	最大粒径	50mm 以下 (4)	目視照合	①良質の砂質土が基準 ②圧縮性が小さい ③所要の支持力が得られる
	0.075mm ふるい通過質量百分率	25%以下 (4)、(5)	掘削土簡易判別法	(4) 建設発生土利用技術マニュアル 4-2 (5) 下水道塩化ビニル管道路埋設指針
	現場 CBR	6%以上 (6)	掘削土簡易判別法	細粒分が 25%程度を越えるとオーバーコンパクション現象の恐れがある。 (6) 市道掘削許可条件復旧断面及び舗装設計便覧 2 章～5 章 車道(A)AS5+鈇さい 15cm より N3 交通の設計 CBR=6(TA=12) となる。基準は 6%以上とする。
改良土	土質区分	第1種～第4種建設発生土 (4)	地盤材料の工学的分類方法 (JGS0051)	
	最大粒径	50mm 以下 (4)	粒度試験 JIS-A-1204	
	修正 CBR	20%以上	CBR 試験 JIS-A-1211	

2 施工管理基準及び合格判断判定値

表 3-2-1

埋戻材	基準値	試験項目	基準及び合格判定値	試験方法	決定根拠
山砂及び良質土並びに改良土	現場 CBR6% 以上 かつ 締固め度 90%以上	簡易(土研式)貫入試験又は現場密度試験	16 回/10cm 以上(1)	舗装調査・試験法便覧 [1]-205	(1) 下水道施設の耐震対策指針と解説 -2006 年版- 第3章 8 節 0.1m の貫入に要する打撃回数が 16 回以上 (2) 道路土工施工指針(4-3-6、4-3-10)及び舗装調査・試験法便覧 [4]-119 ①盛土では、最大乾燥密度 ρ_{dmax} の 90% 以上 ②ろ床では、最大乾燥密度 ρ_{dmax} の 90% 以上 ③施工含水比は、最適含水比 ω_{opt} 以上 ω_{90} 以下
			締固め度 90%以上(2)	表 2-2-1 (注)参照	

3.改良材の変遷（舗装調査・試験法便覧 [4] -321、道路土工施工指針 4-3-4）

各期における設計施工法は長年の研究の結果、含水比の粘性土によって形成される路床の安定処理には、生石灰が有効な事が確認され、砂質系の路床当においては、従来からセメント又は消石灰による安定処理が使用されている。

埋戻し土貫入試験結果報告書(土研式)

(良質土、改良土)

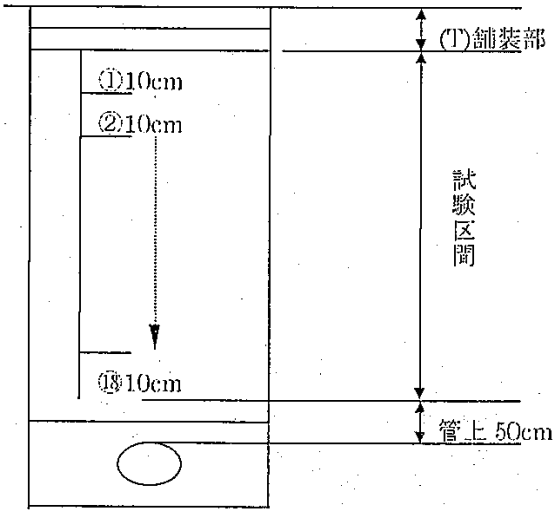
工事名

試験者 立会者

試験年月日 年 月 日

試験結果

貫入部	打撃回数	貫入部	打撃回数
①	回	⑩	回
②	回	⑪	回
③	回	⑫	回
④	回	⑬	回
⑤	回	⑭	回
⑥	回	⑮	回
⑦	回	⑯	回
⑧	回	⑰	回
⑨	回	⑱	回
土被り (d)	試験区間 (H)	試験回数 (K)	
Cm	Cm	回	
	値=d-T-50	値=H/10	



* 試験対象深度については、改良土埋戻し点端より管上 50cm の範囲で実施し、試験区間全体に必要な箇所を算出のうえ、全箇所の試験を行うこと。

試験スパン位置図



改良土使用承諾願

平成 年 月 日

監督員 殿

受注者名

現場代理人

下記のとおり使用したいので検討のうえ承諾ください。

記

工 事 名

材 料 名

製 造 業 者

住 所

納 入 業 者

住 所

使 用 量

備 考

改良土試験報告書添付

上記願出の件承諾する。

平成 年 月 日

監督員

印

施工計画作製要綱

土砂の仮置を本市にて行う場合は、コンクリート殻・アスファルト殻と類似した状況にあると考え、以下に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の基準を準拠し、施工計画書の作成例を以下に参考として示していくものです。

1. 土砂の仮置については次の通りとし、八尾市公害防止条例等の関係法令を守り、周辺住民の生活環境保全上支障のないように努めます。特に近隣対策及び施設の維持管理については当方において責任を持って対応します。

①仮置場所の位置及び現地状況については、別紙位置図、敷地のレイアウト図及び現況写真のとおりであります。

②相続猶予の有無、生産緑地等の借地や造成に制限がないか確認します。

==廃棄物における法令==

事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、以下に掲げる技術上の基準に従い、生活環境保全上支障のないよう保管しなければなりません。

2. 周囲には〇〇にて囲いをし、特に夜間の侵入者や、幼児等の人が容易に立ち入ることができないようにします。

=廃棄物における法令=

保管場所の周囲に囲いが設けられていること

(廃棄物の負荷が直接かかる場合は、構造耐力力上(廃棄物の荷重、風圧力、地震力等)安全であることが必要です。なお、囲いに変形、破損が認められる場合は保管基準に適合していないものとみなします。)

3. 掲示板を見やすい箇所に設けます。また掲示板には業者名・土砂の仮置場であること・使用期間・連絡先・最大積上げ高さを明記します。

==廃棄物における法令==

見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること

①60cm×60cm以上であること

(白地に黒色の文字で行う等みやすいものであることが必要です)

②次の事項が表示していること

イ. 廃棄物の保管場所であること

ロ. 保管する廃棄物の種類

ハ. 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先(管理を担当する部署名、電話番号)

ニ. 最大積上げ高さ(屋外において容器を用いずに保管する場合に限る)

4. 土砂の保管については、流出・飛散・地下浸透しないよう次の措置を講じます。

- ①敷地内に降った雨や、土砂に含まれる泥水については、隣地に流出しないようにします。
- ②雨天時には土砂を土木シートにて覆い、土の流動化を防ぎます。
- ③敷地内で発生した排水は枳にて集水し、既設排水施設に放流します。
- ④ダンプの出入や土の乾燥により、粉塵が飛散しないよう随時散水や清掃を行います。
- ⑤雨天時におけるダンプトラックの出入りに際し、道路を汚した場合は速やかに清掃いたします。
- ⑥仮置場に雑草等が繁茂し周辺住民に迷惑の係らないように努めます。
- ⑦土砂の積み上げについては崩壊のないようにします。
- ⑧その他、悪臭や害虫が発生した場合は、周辺住民に迷惑のかからないよう即時対策を講じます。

=廃棄物における法令=

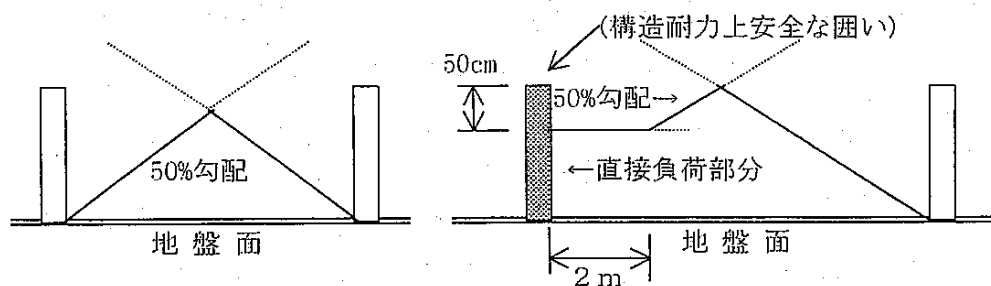
廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のため、次の措置を論ずること

- イ. 汚水が生ずるおそれがある場合は、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の施設を設け、かつ、底面を不浸透性の材料で覆うこと
 なお、安定型産業廃棄物のみを保管する場合や、腐食・漏洩しない容器において保管する場合は、汚水が生じるおそれがないと判断してもよい
- ロ. 屋外において容器を用いずに保管する場合は、最大積み上げ高を越えないこと
- ハ. その他必要な措置
 保管場所に、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること

=廃棄物における法令=

屋外で容器を用いずに廃棄物を保管する場合は下図——線以上の高さに廃棄物を積み上げないこと。

- ①両方が廃棄物に接していない囲いの場合
- ②片方が直接負荷部分の囲いで、片方が廃棄物に接していない囲いの場合。



大阪府の指導方針：積み上げられた産業廃棄物の高さが、おおむね囲いの高さを越えないようにすること。

5. 土砂の搬出については次の事を守ります

- ①形状に変化が生じないうちに搬出します。
- ②10tダンプトラックにて積載できる容量になれば即時搬出します。
- ③他の工事の土砂と混ざらないよう保管し搬出します。
- ④積込に際し、過積載にならないよう注意し運搬します。

=廃棄物における法令=

産業廃棄物の保管は、次の①～③までの基準に適合する積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと

- ①あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ②搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- ③搬入された産業廃棄物の形状に変化が生じないうちに搬出すること。

産業廃棄物の積み替えによる保管数量が、1日当りの平均的な搬出量の7日分を超えないこと。

6. 周辺住民への対応について

- ①着手前に充分PRを行い問題の起こらないようにし、文書にて監督員にも報告します。
- ②作業時間は概ね9時から17時までとします。
- ③工事現場が夜間作業のときで、夜間仮置場の作業を行うと、周辺住民に著しく迷惑のかかるときは、仮置の積みおろしは朝9時から開始します。
- ④やむを得ず土曜・日曜・祭日や時間外に作業する場合は、その都度、前日までに周辺住民PRを行い了解を得ます。また監督員にも文書にて報告いたします。
- ⑤万が一、周辺住民より苦情等の申し入れがあった場合は、当工事の諸負業者にて速やかに対応します。

=廃棄物における法令=

大阪府産業廃棄物事前審査要綱において法14条に規定する許可を得る場合には、近接地の土地所有者及び住居者の同意書をえることが義務付けられている。

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)

(空 白)